

令和元年度答申第28号
令和元年7月31日

諮問番号 令和元年諮問第28号（令和元年7月23日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件諮問については、当審査会において調査審議は行わず、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

理 由

- 1 本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のPは軍人として外地で戦死したと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人と同順位で父Pに係る特別弔慰金を受ける権利を有する弟のQがさきに当該特別弔慰金の請求（以下「先行請求」という。）をし、弟Qに対して権利の裁定（以下「既裁定処分」という。）がされており、これにより審査請求人に対しても権利の裁定がされたものとみなされる（特別弔慰金支給法6条）として、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

これに対し、審査庁は、先行請求の際に弟Qが提出した「（特別弔慰金）請求同意書を提出することができない旨の申立書」は事実即したものと認めることができず、既裁定処分は提出が必要な文書を欠いた違法な処分であったと

いうほかなく、したがって、違法な既裁定処分に基づいてされた本件却下処分も違法で取り消すべきであるとして、当審査会に諮問をした。

そして、本件諮問に当たり、審査庁は、本件請求は適法であるとの判断を示している（諮問説明書）。

2 本件のような申請拒否処分に係る審査請求について、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁で、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じ、又は一定の処分をする権限を付与されていないものが審査請求に係る処分の全部を取り消すとの裁決をしようとするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）43条1項8号に該当しないことから、審査庁は、当審査会に諮問をしなければならないが、本件においては、上記1のとおり、審査庁が、当審査会に対し、本件却下処分を取り消すべきであるとするとともに、本件請求の全部を認容すべきであるとの判断を示し、そのような裁決がされる予定であることが明らかになっているのであるから、本件諮問については、同号に準ずる場合として、当審査会は調査審議を行わず、審査請求人の権利利益の迅速な救済を図るという観点（行政不服審査法1条1項）から、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原		優
委	員	中	山	ひとみ
委	員	野	口	貴公美